

4 6

(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業
環境影響評価準備書

— 概要版 —

令和 8 年 4 月

伊 奈 町

目 次

序 章 調査計画の変更	序-1
第 1 章 都市計画決定権者の名称及び所在地	1-1
1 都市計画決定権者	1-1
2 事業者	1-1
第 2 章 対象事業の目的及び概要	2-1
1 対象事業の名称	2-1
2 対象事業の目的	2-1
3 対象事業の実施区域	2-3
4 対象事業の規模	2-3
5 対象事業の実施期間	2-7
6 対象事業の実施方法	2-7
第 3 章 地域特性の把握	3-1
1 社会的状況	3-2
2 自然的状況	3-5
第 4 章 関係地域	4-1
1 環境に影響を及ぼす地域の基準	4-1
2 環境に影響を及ぼす地域	4-1
第 5 章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要	5-1
第 6 章 調査計画書についての知事の意見	6-1
第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての都市計画決定権者の見解	7-1
1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と 都市計画決定権者の見解	7-1
2 知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解	7-7
第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法	8-1
第 9 章 第 8 章の選定についての知事の技術的助言の内容	9-1

第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	10-1
第 11 章 環境の保全のための措置	11-1
1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	11-1
第 12 章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	12-1
第 13 章 事後調査の計画	13-1
1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から 除外する項目及びその理由	13-1
2 事後調査の方法等	13-5
3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが 明らかになった場合の対応方針	13-26
4 事後調査の実施体制	13-26
第 14 章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地	14-1

序章 調査計画の変更

(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に関し、「埼玉県環境影響評価条例」(平成6年、埼玉県条例第61号)第6条の規定に基づき、「(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業 環境影響評価調査計画書」(以下、「調査計画書」という。)の縦覧を行った。

調査計画書縦覧後、調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮し、調査、予測及び評価の内容を検討し変更を行った。また、施設整備基本設計の進捗に伴い、事業計画内容を具体化した。

これらの変更に伴い、「埼玉県環境影響評価条例」第21条第1項のただし書きの規定による「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」を提出し、承認を受けた。

「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び変更事項を以下に示す。

・調査計画変更の流れ

年月日	内容
令和7年12月	・事業計画の変更 ・調査、予測及び評価の内容の変更

第1章 都市計画決定権者の名称及び所在地

1 都市計画決定権者

1) 名称

伊奈町

2) 代表者の氏名

伊奈町長 大島 清

3) 事務所の所在地

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

2 事業者

1) 名称

上尾伊奈資源循環組合

2) 代表者の氏名

管理者 畠山 稔

3) 事務所の所在地

埼玉県上尾市大字平塚 951 番地 2